

◆◆ 定款変更の届出前には、書類の確認をお願いします！ ◆◆

平成 28 年 6 月 7 日に公布された NPO 法の改正を受けて、貸借対照表の公告方法について定款を変更し、定款変更の届出をされる法人が増えていますが、提出書類の不備が多く見られます。

定款変更の届出前には、次の事項について、ご確認ください。

1 提出書類 (公告方法の変更のみの場合) (提出部数)

- ① 定款変更届出書 (様式第 5 号) 1 部
- ② 定款の変更を議決した総会の議事録の謄本 1 部
- ③ 変更後の定款 2 部

2 各書類作成時の注意点

- ① 定款変更届出書 (様式第 5 号)
 - ・「変更前」「変更後」のそれぞれの変更箇所には、下線を引いてください。
 - ・変更履歴の附則を付ける場合は、「変更後」の欄にもその文言を記載してください。
- ② 定款の変更を議決した総会の議事録の謄本
 - ・総会の議事録は各法人の定款で定めた形式で作成して下さい。
 - ※定款で議長と議事録署名人が“署名押印”すると定めているにもかかわらず、“記名押印”となっているケースなどが見受けられます。
- ③ 変更後の定款
 - ・公開用も含め提出部数は 2 部 です。
 - ・提出された変更後の定款が、総会で決議された変更事項以外の項目も変わってしまっているケースが見られます。
 - ※変更する前の定款が、これまでの最新の定款であるか十分確認してください。
 - 変更事項以外はこれまでの最新の定款どおりとなっているか、届出前に、定款全体を複数人で読み合わせするなど、必ずチェックしてください。
 - ※所轄庁に提出されている最新の定款は、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」(<http://www.npo-homepage.go.jp>) で公開されています。

3 その他の注意事項

- ・公告方法の変更のみであれば「定款変更届出」ですが、事業や会議に関する事項等を併せて変更する場合には「定款変更認証申請」が必要となります。
- ・「公告」の文言を正しく記載してください。
 - ※「広告」と誤って記載されているケースが時々あります。
 - ※ 総会の決議内容に影響のない範囲で字句等の修正ができるよう、付帯決議を行っておく方法もあります。(参照:「NPO 法人事務の手引」VI-6)
- ・貸借対照表の公告に関する変更以外の部分で、平成 24 年の法改正に対応していない箇所が残っている法人も見受けられます。定款変更をする際には、忘れずに変更を検討して下さい。

★ 詳しくは、『NPO 法人事務の手引 (平成 29 年 4 月改訂版)』をご覧ください。

※県ホームページ『ふじのくに NPO』 (<http://www.npo-fujinokuni.jp/>) に掲載しています。